

(務) 第27号
昭和50年5月2日

本部各部課長 殿
各警察署長

項目コード	A0000
保存期間	30年
廃棄年月日	平成44年1月1日
担当係	組織法制係

三重県警察本部長

青山高原有料道路供用開始に伴う久居、上野、名張各警察署の管轄区域境界線の協定について（例規通達）

このたび供用開始されることとなった青山高原有料道路は、久居、上野、名張各警察署の管轄区域におよんでいるところから、事案処理の円滑を期するため関係警察署から別添1のとおり境界線の協定を締結したことを別添2のとおり承認したから、当該地域における所掌事務の運用について誤りのないようにされたい。

別添1 協定書㊟

別添2 本部指令㊟

別添1

協 定 書

“青山高原有料道路”供用開始に伴う警察署の管轄区域境界線について、昭和50年4月24日付をもって承認されたので、次のとおり協定する。

なお、本協定書は4部作成し、三重県警察本部警務部警務課、久居警察署、上野警察署および名張警察署に各1部を保管する。

昭和50年5月1日

久居警察署長 印

上野警察署長 印

名張警察署長 印

記

第1 警察署管轄区域の境界線

“青山高原有料道路”（以下高原道路という）およびその附近における警察署管轄区域の境界線は、次の1、2、3、4による（別添略図－青山高原有料道路平面図参照）

- 1 高原道路の路上部分（道路に付置された駐車帯、側溝を含む）については、起点から6,650メートル地点（阿山郡大山田村中馬野に至る無名林道との分岐点西側にある非常駐車帯南端）を境界とし、これから北側を久居警察署、南側を名張警察署の分担区域とする。
- 2 1の北側部分（久居警察署分担区域）における久居警察署と上野警察署の境界線は、原則として、行政区界線とするが、高原道路から東側にはみ出た阿山郡大山田村地内については、久居警察署の管轄区域とする。
- 3 1の南側部分（名張警察署分担区域）における久居警察署と名張警察署の境界線は、原則として、行政区界線とするが、高原道路から西側にはみ出た一志郡白山町地内については、名張警察署の管轄区域とする。
- 4 高原道路終点（航空自衛隊笠取分屯基地入口三叉路）から笠取山山頂に至る分岐点までの県道青山高原線400メートルの区間についても、1、2の例により久居警察署の管轄区域とする。

第2 事案の処理

発生事案の関係地が、各警察署の管轄区域にまたがる場合は、原則として、当該事案の発生地を管轄する警察署において処理する。ただし、この協定に定める各警察署の境界により処置することが不相当と認められる事案、またはこれが不明確な事案等については、その処理の適正を期するため、その初期的段階における所要の処置は、当該事案を最初に認知した警察署において行なった後、関係警察署長協議の上、処理警察署を決定する。

第3 協定の変更

高原道路の開発進展状況、その他により本協定を変更する必要がある場合には、関係警察

署長が協議の上、変更しようとする事項およびその理由について事前に書面をもって上申し承認を受ける。

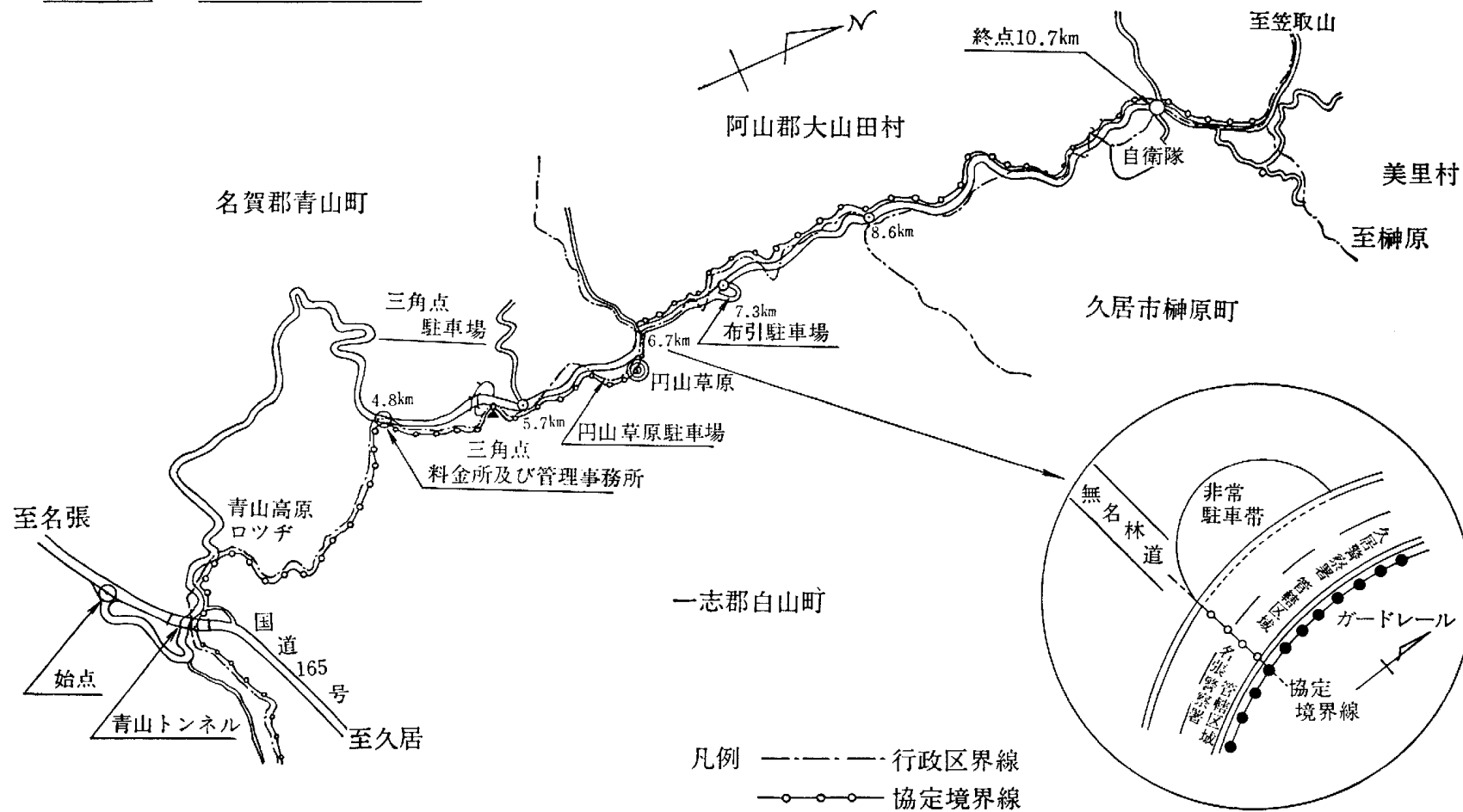
第4 その他

本協定は、昭和50年5月1日から実施する。

以 上

青山高原有料道路

平面図 縮尺 二万五千分之壹



別添 2

務発第 1 号

久居 警察署長

上野 警察署長

名張 警察署長

昭和 5 0 年 4 月 4 日久務発第 4 7 9 号、上務発第 2 6 9 号、名務発第 1 4 5 号をもって上申の青山高原有料道路供用開始に伴う久居、上野、名張警察署の管轄区域境界線の協定についてはこれを承認する。

昭和 5 0 年 4 月 2 4 日

三重県 警察本部長

記

- 1 関係警察署長は、上申書に掲げる事項及びその他必要と認められる事項を具備した協定書（略図添付）を作成し、相互にとりかわしておくとともに 1 部を警務課あて提出すること。
- 2 協定に定める関係警察署の境界により処置することが不相当と認められる事案又は、これが不明確な事案等については、その初期的段階における所要の処置は、当該事案を最初に認知した警察署において行った後、関係警察署長が協議して当該事案を処理する警察署を決定するなど事案処理の適正を期するよう配意すること。
- 3 青山高原開発の進展状況その他により協定の内容を変更する必要がある場合には関係警察署長が協議のうえ変更しようとする事項及びその理由を事前に書面をもって上申し承認を受けること。